

お知らせ

令和6年1月1日から  
産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます

出産予定または出産した国民健康保険に加入されている方の、産前産後の一定期間における国民健康保険税の所得割額および均等割額が減額されます。

▶対象となる方

国民健康保険に加入されている出産被保険者で、出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の方

▶対象となる期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3カ月前から6カ月間）が対象期間です。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、死産、流産、早産を含みます。

▶対象となる国民健康保険税

産前産後期間の軽減制度が令和6年1月1日から施行されるため、令和6年1月以降の国民健康保険税に係る4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）の所得割額および均等割額が対象です。

（例）令和5年11月1日に出産した場合

国民健康保険税軽減の対象期間は令和6年1月の1カ月分が対象となります。

▶届出方法

届出書は税務課に準備していますので、必要事項を記入していただき、お手続きに必要なものを添えて税務課に提出してください。なお、出産予定日の6カ月前から届出をすることができます。

【手続きに必要なもの】

○産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

○マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等）

○出産予定日または出産日が確認できる書類（母子健康手帳〔予定日の記載があるもの、出産後届出する場合は、出産日および出産した被保険者と子との身分関係の記載があるもの〕など）

○単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認できる書類

問：税務課 電話：72-7301



愛南町  
ホーム  
ページ

お知らせ

フードドライブにご協力ください！

フードドライブとは、ご家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体を通じて地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動です。食品を有効利用することで、食品ロスの削減やごみの減量化につながり、地域福祉の向上にも結びつきます。

町では令和6年1月より、役場本庁および御荘支所にフードドライブ常設コーナーを設置し、ご家庭で余っている食品の回収を行います。

持ち寄っていただいた食品は愛南町社会福祉協議会を通じて食支援を必要とされる方や支援団体に届けられます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▶回収ボックス設置場所 役場本庁・御荘支所

▶回収曜日・時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15  
（年末年始および祝祭日除く）

問：環境衛生課  
電話：72-7316



愛南町  
ホーム  
ページ

**お持ちいただきたい食品**

- 穀類  
（米・小麦粉・乾麺など）
- 保存食品  
（缶詰・瓶詰など）
- 乾物  
（のり・豆・海藻など）
- 菓子類・粉ミルク・離乳食
- 飲料  
（ジュース・コーヒー・お茶など）
- インスタント食品・レトルト食品
- 調味料各種・食用油  
（しょうゆ・みそ・砂糖など）

**ご注意いただきたい点**（下記5点を満たすこと）

- ① 未開封のもの（包装が破損していないもの）
- ② 賞味期限が明記され、期限が1ヵ月以上あるもの
- ③ 常温保存可能なもの（冷凍・冷蔵・生鮮食品以外）
- ④ 製造者または販売者表示のあるもの
- ⑤ 成分またはアレルギー表示のあるもの

※アルコール類（みりん・料理酒は除く）や手作りの品は対象外  
※これらを満たさない場合や食品の状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

募集

## 西海高齢者生活福祉センターの入居者を募集します

65歳以上の1人暮らしの方、または65歳以上の夫婦世帯の方で生活に不安を感じておられる方に安心して生活を送っていただくための施設です。

名称	西海高齢者生活福祉センター
入居募集数	単身世帯用 洋室 2室
入居費用・使用料	月額3,000円～ (入居者の年間収入額から算定)
敷金	3カ月分の使用料に相当する額
個人負担(全額)	食事費用 1日1,100円 電気使用料 実費負担
入居要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛南町内に住所を有すること</li> <li>・現に住宅に困窮していることが明らかであること</li> <li>・生活費に充てることのできる収入等があり、入居費用が負担できること</li> <li>・自己で日常生活を営むことができること</li> <li>・共同生活に適應できること</li> </ul>

▶ 申込受付期間

1月9日(火)～29日(月) 8:30～17:15(土日・祝日除く)  
詳しくはお問い合わせください。

問：西海支所 電話：82-1111

募集

## 愛南町事前復興計画策定懇話会委員を募集します

町では、愛南町事前復興計画策定懇話会の委員を公募しています。

なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

▶ 職務の内容

近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震のような大規模災害に備えて、事前の復興手順や体制、復興後のまちの姿等を検討し、さらに、現段階で取り組むことが可能な備えを実行していくために策定する愛南町事前復興計画等について審議等を行う。

▶ 報酬等の条件

日額7,000円

▶ 公募数 2人

▶ 任期

委嘱の日から審議が終了する日まで

▶ 応募資格

町内在住で防災・減災対策に関心のある方

▶ 募集期間

1月4日(木)～24日(水)

問：防災対策課

電話：72-0131



愛南町  
ホームページ

募集

## 「生活サポーター養成講習」受講者を募集します

町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業で支援の必要な高齢者に対する生活援助(調理・掃除等の家事援助)に従事していただく生活サポーターを養成する講習(愛南町基準緩和訪問型サービス従事者研修)を開催します。

※講習を受講された方は、町指定の事業所に所属した上で、訪問型サービスの新たな担い手として、生活援助のサービスに従事していただくことができます。

▶ 日時 2月1日(木) 9:30～17:30

▶ 場所 役場本庁3階 第2会議室

▶ 対象者

1. 生活サポーターとして従事する意欲のある方のうち訪問介護員等の資格を有しない方(ただし、町の指定を受けた訪問型サービス事業所に所属または、所属予定の方)
2. 介護に興味のある町民の方

▶ 内容 講話および演習

1. 介護保険制度・総合事業について
2. 高齢者の心身の特徴と暮らし
3. 認知症の理解と対応
4. 生活援助の実際
5. 利用者への接し方(職業倫理・コミュニケーション等)

▶ 申込締切日 1月17日(水)

▶ 申込先 役場本庁高齢者支援課

(ただし、町指定訪問型サービス事業所に所属する(または所属予定の)方は、その事業所)

問：高齢者支援課 電話：73-7125



愛南町  
ホームページ

お知らせ

## 20歳になったら国民年金!!

国民年金の制度は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなでその人の生活を支えようという考えに基づくものです。

20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める仕組みです。20歳になったら、「国民年金加入のお知らせ」が日本年金機構から届きますので、忘れずに保険料を納付しましょう。

また、20歳以上の学生の方は、保険料の納付が猶予される「学生納付猶予制度」があります。

問：町民課 電話：72-7300  
宇和島年金事務所  
電話：0895-22-5440



愛南町  
ホーム  
ページ

募集

## 水道メーターの検針員を募集します

毎月、月末から月始の間で各家庭等に設置してある水道メーターを検針する検針員を募集します。

- ▶ 募集人員 1人
- ▶ 資格要件 町内在住で18歳以上の方 等
- ▶ 検針区域 御荘(中浦)区域(尻貝、奥ノ谷、中ノ谷、高手、灘前)320件程度
- ▶ 受付期間 12月1日(金)~令和6年2月29日(木)  
応募方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。役場本庁水道課にお問い合わせください。

問：水道課  
電話：72-0835



愛南町  
ホーム  
ページ

募集

## 令和6年4月採用の愛南町会計年度任用職員を募集します

- ▶ 受付期間 12月22日(金)~1月19日(金)まで 8:30~17:15(土日・祝日を除く)
- ▶ 試験日時 1月27日(土) 9:00~(予定)
- ▶ 試験内容 個人面接

※試験申込書等は役場本庁総務課、各支所で配布するほか、町ホームページや郵便等で請求して入手できます。

募集人数、受験資格等の詳細は町ホームページをご確認ください。



愛南町  
ホーム  
ページ

募集 職種	事務員 (フルタイム)	支援員 (フルタイム)	運転手 (フルタイム)	放課後児童クラブ支援員 (パートタイム)	看護師 (フルタイム)	管理人 (パートタイム)
	保育士 (フルタイム)	調理員 (フルタイム)	教育支援員 (フルタイム)	水泳教室指導員 (フルタイム)	看護助手 (フルタイム)	宿直員 (パートタイム)

問：総務課 電話：72-1211

お知らせ

## 特定地域づくり事業協同組合制度説明会の参加者を募集します

特定地域づくり事業協同組合制度は、複数の事業者(組合員)で仕事を組み合わせて年間を通した雇用創出、協同組合から「マルチワーカー」として人材を派遣することで、地域の担い手を確保する制度です。説明会では制度説明や先進事例紹介のほか、質疑応答の時間も設けますので興味のある方はぜひご参加ください。

- ▶ 日時 1月26日(金) 18:00から19:30まで
- ▶ 場所 役場本庁3階 大会議室
- ▶ 料金 無料
- ▶ 対象 人手不足に悩んでいる法人・個人事業主
- ▶ 申込期限 1月17日(水)
- ▶ 申込方法 商工観光課メールアドレス(shokokanko@town.ainan.ehime.jp)へ  
①法人(屋号)名②所在地③担当者氏名④連絡先をご記入の上、お申し込みください。

問：商工観光課 電話：72-7315



愛南町  
ホーム  
ページ



## お知らせ

### 歯の健康づくり優良校を紹介します

町では、健康増進計画と食育推進計画に基づいて、乳幼児期から歯の健康づくりに取り組んでいます。

各保育所、幼稚園、各小・中学校の歯科検診の結果、むし歯ゼロ率が高い保育所、学校を紹介します。

#### 【歯の健康づくり優良校(むし歯ゼロ率)】

保育所、幼稚園の部

- ・船越保育園(90.9%)
- ・あいなん幼稚園(84.6%)
- ・一本松保育所(78.3%)
- ・家串保育所(75.0%)

小学校の部

- ・柏小学校(100%)
- ・緑小学校(100%)
- ・久良小学校(100%)
- ・福浦小学校(100%)
- ・船越小学校(100%)

中学校の部

- ・一本松中学校(95.6%)
- ・内海中学校(91.7%)

問：保健福祉課 電話：72-1212

## お知らせ

### 節水にご協力ください

長引く少雨により大久保山ダムの水位が低下しています。この状況が続くと水不足が心配されます。住民の皆さまには、節水にご理解とご協力をお願いします。

▶大久保山ダム貯水率:78.3%(12月1日現在)



問：水道課  
電話：72-0835



愛南町  
ホーム  
ページ

## お知らせ

### 緊急通報システム整備事業についてお知らせします

この事業は、ひとり暮らしの高齢者などに緊急通報装置を貸与し、緊急事態発生時における迅速かつ正確な救援体制をとることにより、日常生活の不安の解消および人命の安全の確保を目的としています。

#### ▶対象者

町内在住の65歳以上の独居高齢者または高齢者のみの世帯で身体上等の理由により緊急事態に不安をお持ちの方(申請後、内容等を審査します)

#### ▶利用者負担額

取り付けは無料ですが、電話回線を利用しますので、月500円程度の通信料が必要です。

#### ▶事業内容

緊急通報受信時、ライフリズム警報受信時における対応

ご利用希望のある方は、役場本庁高齢者支援課(73-7125)まで、お問い合わせください。

#### 緊急通報装置



優しいデザインと使いやすい機能性!!

#### 周辺機器の名称とはたらき



簡単操作で利用者様も安心!

問：高齢者支援課 電話：73-7125

**消費生活通信**

【消費生活に関する情報をお知らせします】

～ 18歳から大人！新成人に気を付けてほしい消費者トラブル10選～

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から法律上は大人として扱われるようになりました。そこで、新成人に注意してほしい消費者トラブル10選を紹介します。

## 【新成人に注意してほしい消費者トラブル10選】

- ①副業・情報商材やマルチなどの『もうけ話』トラブル
- ②エステや美容医療などの『美容関連』トラブル
- ③健康食品や化粧品などの『定期購入』トラブル
- ④誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など『SNSきっかけ』トラブル
- ⑤出会い系サイトやマッチングアプリの『出会い系』トラブル
- ⑥デート商法などの『異性・恋愛関連』トラブル
- ⑦就活商法やオーディション商法などの『仕事関連』トラブル
- ⑧賃貸住宅や電力の契約など『新生活関連』トラブル
- ⑨消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの『借金・クレカ』トラブル
- ⑩スマホやネット回線などの『通信契約』トラブル



## 【トラブル防止のポイント】

- ☑安さや気軽さを強調した広告に注意すること。
- ☑契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘に注意すること。
- ☑軽い気持ちで契約しないこと。
- ☑その場で契約せず、慎重に検討すること。
- ☑必要のない契約は、きっぱり断ること。
- ☑契約後、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があるので確認すること。
- ☑不安やトラブルがあれば、早めに周りの人や消費生活センターなどに相談すること。

愛南町  
ホームページ

契約は、基本的に一方の都合だけでやめることはできません。自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生します。自分にとって本当に必要な契約か内容を理解し、よく考え納得した上で決めることが大切です。自由には責任が伴うことを自覚しましょう。

町では、消費生活に関する相談窓口を開設しています。

開設日時：月曜日から金曜日の8:30～17:15

(毎週木曜日は、消費生活専門相談員が対応します)

問：消費生活相談窓口（商工観光課内）  
電話：72-1405

## お知らせ

## マイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いください

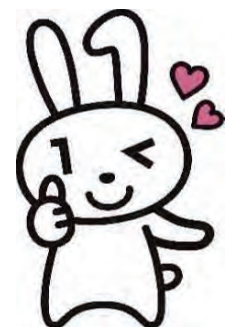
マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、

- ①データに基づく最適な医療が受けられる
- ②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

詳しくはマイナンバーカード総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までお問い合わせください。

厚生労働省  
ホームページ

問：町民課 電話：72-7300





御荘文化センター図書室  
1月の新着図書ピックアップ

『どすこいみいちゃんパンやさん』

著／町田尚子

出版社／ほるぷ出版

どすこいどすこいおいしくなあれ。ぐーぱーぐーぱーパン生地こねこね。猫のみいちゃんは早朝から四股を踏みながらパン作り。目力強めの仕事師さんです。さて、どんなパンが焼けたのでしょうか。みんなも一緒にどすこいどすこい!



『星を編む』

著／凧良ゆう

出版社／講談社

瀬戸内の島で出会った櫂(かい)と暁海(あきみ)の愛と成長を描き、2023年本屋大賞を受賞した『汝、星のごとく』の続編。二人を支える教師北原の過去「春に翔ぶ」、櫂を担当した編集者が繋いだもの「星を編む」、花火のように煌めく時間を経て暁海の人生は続く「波を渡る」の三編から成る。



募集

「愛南町公共交通フォトコンテスト2023」の作品募集中

- ▶ 題材 路線バスやタクシー・あいなんバスを身近に感じられる写真(車内、車外、車窓からの風景)
- ▶ 応募期限 1月24日(水)※当日消印有効
- ▶ 応募方法 役場本庁総務課または各支所に用意してある応募票に必要事項を記入し、写真(データによる応募可)とともに郵送または持参により提出してください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。総務課にお問い合わせください。



▲昨年度入賞作品(作品名:見守られて)

問：総務課  
電話：72-1211



愛南町  
ホーム  
ページ

お知らせ

「三ない運動」をご存じですか？

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指すのが「三ない運動」(贈らない・求めない・受け取らない)です。

一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

【平時より禁止されるもの】

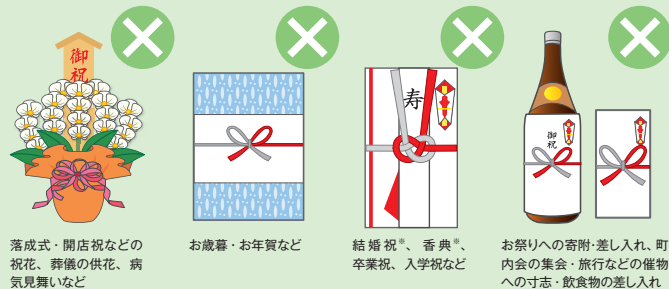
- 政治家の寄附の禁止
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- 政治家の関係団体の寄附の禁止
- 政治家の後援団体の寄附の禁止

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

- 政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止
- 請負等の契約の当事者の寄附の禁止



政治家の寄附禁止の対象例



落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病気見舞いなど

お歳暮・お年賀など

結婚祝、香典、卒業祝、入学祝など

お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

広報誌「総務省」(2023年12月号)より

問：選挙管理委員会 電話：72-1211



総務省  
ホーム  
ページ



## 令和6年度確定申告・町県民税の申告期間は 2月16日(金)～3月15日(金)です

令和6年度町県民税の申告書(令和5年中の収入状況等)の受け付けを以下の日程で行います。日時や場所等を確認の上、申告を行ってください。申告日当日にお越しになれない方は以下の会場で、どこでも申告ができます。

### ▶持参物

所得の計算に必要な書類(源泉徴収票等)、生命保険料および地震・損害保険料等の支払証明書、医療費控除に係る明細書等(「医療費控除の明細書」に記入して持参)、本人確認ができる書類(マイナンバーカードあるいは通知カードと運転免許証等)

※申告日、時間、場所をよくお確かめの上お越しください(前年とは変更になっている箇所があります)。

なお、申告日当日にお越しになれない方は、2月16日(金)～3月15日(金)(土日・祝日を除く)に役場本庁1階税務課で8:30～17:15まで申告相談を行っています(事前連絡で19:00まで相談可)。

※上記期間中は所得税の確定申告も可能です。

上記期間外の所得税の確定申告書はご自身で記入して税務署に郵送するか、宇和島税務署で申告をしてください。

### 【御荘地域】

日時	地区名	時間	場所
2月27日(火)	尻貝・奥の谷・中の谷 高手・灘前・左右水 猿鳴	9:30- 15:00	中浦漁村振興 センター
2月28日(水)	深泥・防城成川 赤水・高畑	9:30- 15:00	赤水コミュニ ティセンター
3月 5日(火)	菊川・平山	9:30- 15:00	御荘菊川農村 研修センター
3月11日(月)	長洲・長崎・本町 寺新町・栄町・上町・ 馬場・和口・長月	9:00- 16:00	御荘文化センター 2階大研修室
3月12日(火)	貝塚・八幡野 上永ノ岡・下永ノ岡 節崎・馬瀬	9:00- 16:00	御荘文化センター 2階大研修室

### 【城辺地域】

日時	地区名	時間	場所
2月16日(金)	僧都・山出・緑	9:30- 15:00	緑基幹集落 センター
2月20日(火)	深浦・鮪越 古月	9:30- 12:00	深浦公民館
2月22日(木)	脇本・中玉 大浜・柿ノ浦 敦盛・岩水・垣内	9:30- 15:00	東海公民館
3月 4日(月)	日土・大寿浦・真浦 西真浦・新浦	9:30- 15:00	久良ふるさと センター
3月 6日(水)	中町・後 清水・沖・松本 久保・鳥越・中原	9:00- 16:00	役場本庁1階 町民サロン
3月 7日(木)	太場・豊田・神越 中の谷・鼻・下長野 石井手	9:00- 16:00	役場本庁1階 町民サロン
3月 8日(金)	伊勢町・矢の町 北裡・土居 三島団地・蓮乗寺	9:00- 16:00	役場本庁1階 町民サロン

### 【内海地域】

日時	地区名	時間	場所
2月20日(火)	須ノ川・柏崎・柏	10:00- 15:00	DE・あ・い・21 2階クラブハウス
2月26日(月)	網代・魚神山	10:00- 11:30	魚神山分館
	油袋・家串・平暮	13:30- 15:30	家串公民館

### 【西海地域】

日時	地区名	時間	場所
2月19日(月)	樽見・大成川・小成川 福浦・麦ヶ浦・武者泊	9:30- 15:00	福浦公民館
2月21日(水)	越田・弓立・小浦 檜月・船越・久家・ 下久家	9:30- 15:00	役場西海支所 2階大会議室
2月22日(木)	外泊・中泊・内泊	9:30- 12:00	中泊集会所

### 【一本松地域】

日時	地区名	時間	場所
2月22日(木)	上大道	9:30- 12:00	東海公民館
	満倉	13:00- 15:00	
2月28日(水)	正木・増田	9:30- 12:00	増田コミュニ ティセンター
2月29日(木)	小山・中川	9:30- 16:00	役場一本松支所 (保健センター) 会議室
3月 1日(金)	広見・一本松	9:30- 16:00	役場一本松支所 (保健センター) 会議室

問：税務課 電話：72-7301

# 申告フローチャート



以下の表を参考に、ご自身が申告を行う必要があるかご確認ください。  
 ※確定申告する場合、住民税申告は必要ありません。

問：税務課 電話：72-7301

## START

令和6年1月1日に愛南町に住んでいた。

いいえ

令和6年1月1日に住んでいた市区町村に確認してください。

はい

昨年中にどのような収入がありましたか？

**収入なし**  
 または  
**非課税となる収入のみ ※1**

- ・町内在住の親族の税制上の扶養となっている
- ・誰の扶養にもなっていない
- ・町外在住の親族の税制上の扶養になっている

申告不要 ※2

町県民税申告

主に  
**年金収入**



- ・年金収入のみで、申告する控除がない
- ・年金収入があり、年金以外の所得(20万円以下)がある
- ・社会保険料、生命保険料、医療費控除等の控除を追加、変更する(所得税が源泉徴収されていない)
- ・社会保険料、生命保険料、医療費控除等の控除を追加、変更する(所得税が源泉徴収されている)
- ・年金収入が400万円を超えている
- ・年金収入以外の所得が20万円以上ある

申告不要

町県民税申告

確定申告

確定申告

主に  
**給与収入**



- ・年末調整済の給与(1カ所)のみ
- ・給与収入があり、給与以外の所得が20万円以下
- ・給与収入が2,000万円を超えている
- ・社会保険料、生命保険料、医療費控除などの控除を追加、変更をする
- ・2カ所以上からの給料がある
- ・給与以外の所得が20万円を超えている
- ・年末調整をしていない

申告不要

町県民税申告

確定申告

**下記の所得**

- ・営業、農業、不動産、一時
- ・利子、配当、譲渡、雑

- ・所得金額より控除金額の方が多い(所得税が課税されない)
- ・所得金額より控除金額の方が少ない(所得税が課税される)

町県民税申告

確定申告

※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 税証明書を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。